

からまつの種子の輸出承認について

輸出注意事項 1 2 第 3 1 号(12.3.31)
最終改正：輸出注意事項 1 2 第 9 7 号(12.12.28)

輸出貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 3 7 8 号）別表第 2 の 3 1 の項の中欄に掲げるからまつの種子の輸出承認については、「輸出貿易管理令の運用について」（昭和 6 2 年 1 1 月 6 日付け 6 2 貿局第 3 2 2 号・輸出注意事項 6 2 第 1 1 号）によるほか、平成 1 2 年 4 月 1 日から下記により行います。

記

1 適用地域

適用地域は、全地域とする。

2 適用品目

適用品目は、輸出貿易管理令別表第 2 の 31 の項の中欄に掲げるからまつの種子とする。

3 輸出承認の申請

(1) 輸出承認申請書の提出先

輸出承認の申請をしようとする者は、経済産業省経済産業局（通商事務所を含む。）
又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課に輸出承認申請書 2 通を提出するものとする。

(2) 輸出承認申請の際の添付書類

輸出契約書又は輸出契約を証するに足る書類のいずれかの写し 1 通

(3) 輸出承認申請書の記載要領

輸出承認申請書の「型及び等級」欄の記載は要しない。
単位はキログラムとする。

4 輸出の承認

輸出の承認は、当該申請が上記 3 に従って行われたものであることを確認し、国内需給を勘案の上、行うものとする。